

議案第46号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
<p>(徴収及び不還付)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 手数料は、その納付後において申請事項を変更し、又は取り消しても、還付しない。</p> <p>(減免)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前2項の規定は、建築設備及び工作物について準用する。</u></p> <p><u>4 市長が特に必要があると認める建築物については、別表第14項、第14項の2及び第15項から第51項の3までに規定する手数料を免除する。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事務の種類</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">手数料の額</td> </tr> </table>	事務の種類	手数料の額	<p>(徴収及び不還付)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 手数料は、その納付後において申請事項を変更し、又は取り消しても、還付しない。<u>ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(減免)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、別表第1項の2又は第2項に規定する手数料の減額又は免除にあっては、同表第1項の2の規定により加算される手数料の額については、減額又は免除をしない。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定は、建築設備及び工作物について準用する。</u></p> <p><u>5 市長が特に必要があると認める建築物については、別表第14項及び第15項から第51項の3までに規定する手数料を免除する。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事務の種類</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">手数料の額</td> </tr> </table>	事務の種類	手数料の額
事務の種類	手数料の額				
事務の種類	手数料の額				

1 [略]

1 [略]

1の2 法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査で、法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するもの（次項に規定するものを除く。）

前項に規定する確認の申請又は計画の通知に係る手数料の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に、構造計算適合性判定を要する1の建築物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第4項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

床面積の合計	手数料の額
1,000平方メートル以下	159,000円（構造計算が法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）により行われるものについては、110,000円）
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	212,000円（構造計算が大臣認定プログラムにより行われるものについては、137,000円）
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	243,000円（構造計算が大臣認定プログラムにより行われるものについては、150,

--	--

	000円)
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	321,000円（構造計算が大臣認定プログラムにより行われるものについては、190,000円）
50,000平方メートルを超えるもの	590,000円（構造計算が大臣認定プログラムにより行われるものについては、322,000円）

2～4 [略]

2～4 [略]

5 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査（次項及び第7項に規定するものを除く。）
(1)～(9) [略]

[略]

5 法第7条第4項又は第18条第15項の規定による建築物に関する完了検査（次項及び第7項に規定するものを除く。）
(1)～(9) [略]

[略]

6 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査で、法第7条の3第5項又は第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含むもの（次項に規定するものを除く。）
(1)～(9) [略]

6 法第7条第4項又は第18条第15項の規定による建築物に関する完了検査で、法第7条の3第5項又は第18条第19項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含むもの（次項に規定するものを除く。）
(1)～(9) [略]

7 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査

7 法第7条第4項又は第18条第15項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査

に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。)

(1) 法第87条の2において準用する法第7条の3第5項又は第18条第21項の規定による中間検査合格証(以下この項及び次項において「合格証」という。)の交付を受けた昇降機を含む場合

(2) [略]

8 法第87条の2において準用する法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築設備に関する完了検査

(1)~(3) [略]

9 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は第18条第17項の規定による工作物に関する完了検査

10 法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築物に関する中間検査(次項に規定するものを除く。)

(1)~(9) [略]

11 法第7条の3第4項又は第

に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。)

(1) 法第87条の2において準用する法第7条の3第5項又は第18条第19項の規定による中間検査合格証(以下この項及び次項において「合格証」という。)の交付を受けた昇降機を含む場合

(2) [略]

8 法第87条の2において準用する法第7条第4項又は第18条第15項の規定による建築設備に関する完了検査

(1)~(3) [略]

9 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は第18条第15項の規定による工作物に関する完了検査

10 法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による建築物に関する中間検査(次項に規定するものを除く。)

(1)~(9) [略]

11 法第7条の3第4項又は第

<p>18条第20項の規定による建築物に関する中間検査（当該中間検査に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1)～(3) [略]</p>		<p>18条第18項の規定による建築物に関する中間検査（当該中間検査に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1)～(3) [略]</p>	
<p>12 法第87条の2において準用する法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築設備の中間検査 (1)・(2) [略]</p>		<p>12 法第87条の2において準用する法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による建築設備の中間検査 (1)・(2) [略]</p>	
<p>13 法第88条第1項において準用する法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による工作物の中間検査</p>		<p>13 法第88条第1項において準用する法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による工作物の中間検査</p>	
<p>14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の2又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>	<p>14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第22項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の承認の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>
<p>14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事が認定する場合に限る。）又は第18条第24</p>	<p>1件につき 120,000円</p>		

項第2号（法第87条の2又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査

14の3 [略]

15～60の2 [略]

61 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項、第62項の2及び第63項に規定するものを除く。）
(1)・(2) [略]

62 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅法

[略]

[略]

14の2 [略]

15～60の2 [略]

61 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び第63項に規定するものを除く。）
(1)・(2) [略]

62 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる

[略]

[略]

第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められているもの

(1)・(2) [略]

62の2 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書のあるもの	1戸につき次に掲げる額を申請戸数で除して得た額
(1) 一戸建てのもの	23,000円
(2) 一戸建て以外のもの	
ア 床面積の合計が50平方メートル以下のもの	72,000円
イ 床面積の合計が50平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	112,000円
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの	207,000円
エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メ	350,000円

基準に適合すると認められているもの(次項に規定するものを除く。)

(1)・(2) [略]

<p>メートル以下のもの</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの</p> <p>キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの</p> <p>ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>535,000円</p> <p>969,000円</p> <p>1,321,000円</p> <p>1,597,000円</p>		
<p>63 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外のもの</p>	<p>1戸につき次のア及びイに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額</p> <p>ア 第61項各号、<u>第62項各号</u>又は前項各号</p>	<p>63 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの</p> <p>(1) <u>次号及び第3号</u>に掲げるもの以外のもの</p>	<p>1戸につき次のア及びイに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額</p> <p>ア 第61項各号又は前項各号に掲げる区分に</p>

<p>(2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの</p>	<p>に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（一戸建て以外のものにあつては、申請戸数で除す前の額） イ [略] [略]</p>	<p>(2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの（次号に該当するものを除く。） ③ 構造計算適合性判定を行うもの</p>	<p>応じ、それぞれ当該各号に定める額（一戸建て以外のものにあつては、申請戸数で除す前の額） イ [略] [略]</p> <p>1戸につき次のアからエまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額 ア 第1号アに定める額 イ 第1号イに定める額 ウ 第1項の2右欄の表中床面積の区分に応じて当該手数料の額の欄に定める額に相当する額から3,000円を控除した額に100分の108を乗じて得た額に3,000円を加算した額 エ 法第87条の2に規定する建築設備を含むものにあつては、前号ウに定める額</p>
<p>64 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>1戸につき第61項各号、第62項各号又は第62項の2各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額を申請戸数で除して得た額</p>	<p>64 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>1戸につき第61項各号又は第62項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額を申請戸数で除して得た額</p>
<p>65 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査で、同条第2項で準用する長期優良</p>		<p>65 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査で、同条第2項で準用する長期優良</p>	

<p>住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの(次号に該当するものを除く。)</p> <p>(3) <u>構造計算適合性判定を行うもの</u></p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p><u>1戸につき次のアからエまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額</u></p> <p>ア 第1号アに定める額</p> <p>イ 第1号イに定める額</p> <p>ウ 第63項第3号ウに定める額</p> <p>エ 法第87条の2に規定する建築設備を含むものにあつては、前号ウに定める額</p>
<p>66～69 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>66～69 [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査(都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。)</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査(都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。)</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの(次号に該当するものを除く。)</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p>

		(3) <u>構造計算適合性判定を行うもの</u>	<p>次のアからウまでに定める額をそれぞれ合計して得た額</p> <p>ア 第1号に定める額</p> <p>イ 第1項の2右欄の表の床面積の合計の区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額に相当する額から3,000円を控除した額に100分の108を乗じて得た額に3,000円を加算した額</p> <p>ウ 法第87条の2に規定する建築設備を含むものにあつては、前号イに定める額</p>
71 [略]		71 [略]	
<p>72 低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。）</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外のもの [略]</p> <p>(2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの [略]</p>		<p>72 低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。）</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げるもの以外のもの [略]</p> <p>(2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの（次号に該当するものを除く。） [略]</p> <p>(3) <u>構造計算適合性判定を行うもの</u></p>	<p>次のアからウまでに定める額をそれぞれ合計して得た額</p> <p>ア 第1号に定める額</p> <p>イ 第70項第3号イに</p>

--	--

備考

1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

2 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

3 法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築物に関する中間検査を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

4 第61項から第62項の2までにおいて「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。

5 [略]

6 第69項において「都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関が作成したものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分 登録住宅性能評価機関（品確法第5条第1項に規定する機関をいう。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）

(2) [略]

	定める額 <u>ウ 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの</u> にあつては、 <u>前号イに定める額</u>
--	---

備考

1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知を行う場合の床面積の合計（別表第1項の2の表に規定する床面積の合計を除く。）の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

2 法第7条第4項又は第18条第15項の規定による建築物に関する完了検査を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

3 法第7条の3第4項又は第18条第18項の規定による建築物に関する中間検査を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

4 第61項及び第62項において「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。

5 [略]

6 第69項において「都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関が作成したものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する機関をいう。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）

(2) [略]

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、別表第62項の改正及び別表備考6第1号の改正は公布の日から、別表第61項の改正、別表第62項の次に1項を加える改正、別表第63項の改正（「、第62項各号」を加える部分に限る。）、別表第64項の改正及び別表備考4の改正（「及び第62項」を「から第62項の2まで」に改める部分に限る。）は平成27年4月1日から施行する。